

インターネットと人権

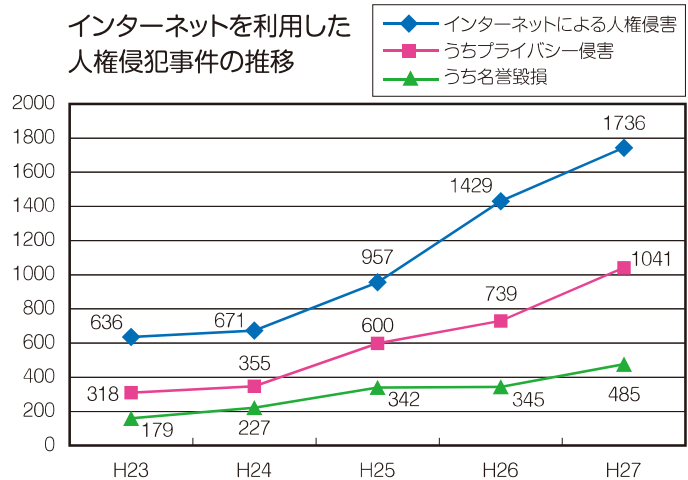


インターネットは、今や私たちの日常になくてはならない便利なものですが、その反面、**使い方をまちがうと、他人を傷つける「凶器」**になってしまいます。

右のグラフからもわかるように、**インターネットを利用した人権侵害は、ここ数年で急激に増加**しており、深刻な社会問題となっています。

人権とは「私もあなたも幸せになる権利」。
インターネットは、人権にどのような影響を与えているのでしょうか？

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



法務省「平成27年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」から引用

インターネットによる人権侵害

差別書き込み

- ◆差別用語を用いて、他人をののしる。
- ◆特定の個人、住所、職業、民族などに対する誹謗・中傷を書き込む。
- ◆※**同和地区**出身者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別をあり、マイナスイメージを広める。
- ◆※**同和地区**の地名を載せたり、場所を尋ねたりする。

いじめ・嫌がらせ

- ◆悪口やうわさ話などを書き込み、他人の名誉を傷つける。
- ◆※**学校裏サイト**や※**SNS**などに個人の悪口を書いたり、集団で個人を攻撃する。
- ◆特定の人をSNSのつながりから仲間はずれにする。
- ◆嫌がらせメールやメッセージをしつこく送り続ける。
- ◆相手が嫌がる性的なメールを送ったり、以前の交際相手の性的な写真をネット上に流出させる(リベンジポルノ)。

※学校裏サイト…生徒たちが非公式に作る掲示板サイト。いじめや誹謗・中傷、個人情報の流出などで問題になることがある。
※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)…友人・知人関係や、同じ趣味等を持つ人たちなどのつながりを促進する会員制サービスのこと。

同和問題とは？

※**同和地区**とよばれる地域の出身者や、そこに住む人が差別を受けたり、結婚や就職などの際に不利益を受けたりするなど、日本人が日本人を差別する人権問題のことをいいます。

この問題のおこりは、日本の長い歴史の中でつくられた身分制度によってもたらされた「**部落差別**」にあります。

身分制度は明治時代に廃止されましたが、それでも今なお差別に傷つき苦しむ人がいます。同和問題は、決して過去の問題ではありません。

しかし近年では、「差別書き込み」をはじめインターネットを悪用して同和地区に対する偏見や差別意識を植え付けようとするケースが多くみられ、深刻な問題となっています。

このような社会状況の変化を受け、平成28年12月9日に「**部落差別解消推進法**」が成立しました。

この法律に基づいて、差別のない社会を実現するための様々な取り組みが推進されていきます。

プライバシーの侵害

- ◆他人の個人情報や秘密、顔写真などを無断で掲載する。
- ◆犯罪被害者やその親族などの情報を書き込む。
- ◆犯罪を犯したとされる少年の実名や顔写真などを掲載する。



・インターネットによって人権を侵害された人は、**周囲の人から誤解され、日常生活に支障をきたします。**

・さらに、精神的に傷つき、追い詰められることで、**職場や学校に行けなくなったり、体に不調をきたしたり、場合によっては自殺につながることもあります。**

書き込むことは簡単でも、他人の「心の傷」は簡単には消えません!

使う時には覚えておこう「3つの心得」



(1) インターネットによる人権侵害は、他人の幸せや生命をおびやかす**犯罪**です!

- インターネットは、自分の氏名や顔が相手に見えにくいいため、**悪質かつ無責任な書き込みが増える傾向にあります。**
⇒ しかし、**捜査機関は発信者を特定することができ、悪質な書き込みには民法上・刑事上の責任が生じて罪に問われることがあります。**

(2) 「**誤った情報**」に惑わされないように気をつけましょう!

- インターネットの世界は大量の情報であふれていますが、その全てが正しいわけではありません。推測やデマ、うわさ、迷信、偏見、悪意などによって生み出された、「**まちがった**」「**かたよった**」「**うその**」情報も数多くあります。



- このことは、**インターネット上だけでなく、実生活でも同じです。**
- 誤った情報は、他人への**偏見**を生み出し、**差別心**へとつながっていきます。
- 誤った情報に惑わされないためには、人権問題に対する「**正しい知識 (科学的認識)**」や「**情報の真偽を確かめる (うのみにしない) 習慣**」を身に付けることが大切です。

(3) 相手の顔が見えないからこそ、**相手への配慮や思いやり**を大切に

- 一度発信された情報は**世界中に広がり**、多くの人に見られるだけでなく、印刷や保存されることにより、**完全に消し去ることがとても難しく**なります。
- たとえまちがった情報でも、**一旦広まって他人に記憶された情報やイメージは、簡単には消えません。**
- インターネット上のマナーやルールは、**実社会のマナーやルールと同じ**です。常に相手の立場や気持ちを尊重し、**配慮する心**がけが大切です。

インターネットによる人権侵害をなくすために ~わたしたちにできること~

しない

- 他人を傷つける言葉や、差別するような内容は書き込まない。
- 大勢で個人を集中攻撃しない。
- 他人の秘密や個人情報、他人の写真等を安易に掲載しない。
- 他人になりすました書き込みをしない。
- 誤解を招くような不正確な情報 (デマ、うわさ、うそなど) を掲載しない。

ふせぐ

- 自分自身や家族であっても、安易に写真や個人情報などを掲載しない。
- あやしいサイトには近づかない。
- 心当たりのないメールに返信したり、添付ファイルを開いたりしない。
- ネット上で知り合った人とは、安易に面会しようとし

させない

- 違法または青少年に有害なサイトを見られなくする「**フィルタリングサービス**」を利用する。
(携帯電話やパソコンの会社が提供しています)
- インターネットの利用についての「**家庭のルール**」を決めておく(「**使う時間帯を決める**」「**他人の悪口や秘密、写真を載せない**」など)。
- 家族間のコミュニケーションや、人と人とのつながりを大切に

けす

- 自分や家族の人権を侵害する書き込みを見つけたら、
- その内容を掲載しているプロバイダ (インターネット接続業者) 等に連絡して削除してもらうか、書き込んだ発信者の情報開示を請求することができます。
- 上記の請求を行うことが難しい場合は、近くの法務局、または各種相談先に連絡してください。



相談先については10ページをごらんください。

**インターネットを使うのはわたしたち人間
正しく使って、豊かな社会をつくっていきましょう**